

町民税
県民税 特別徴収に関するつづり
森林環境税

令和8年5月1日

特別徴収義務者様

埼玉県比企郡滑川町長

大塚 信一



令和8年度 町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条、第319条および第321条の4並びに滑川町税条例第45条の規定により、あなたを令和8年度の町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定しましたので通知します。

目 次

1. 町民税・県民税・森林環境税特別徴収について ……	1
2. 町民税・県民税・森林環境税の税額の算出について ……	3
3. 郵便局の指定について ……	5
4. 給与所得者の異動届出書について ……	6
5. 給与所得者異動届出書	
記載例(転勤) ……	7
記載例(一括徴収) ……	8
記載例(普通徴収切替) ……	9
6. 「納期の特例」の制度について ……	11
7. 納期の特例に関する申請書 ……	12
8. 特別徴収への切替申請書 ……	13
9. 所在地・名称変更届出書 ……	14
10. 納入書記入例 ……	15
11. 納入書の取扱いについて ……	16

◎ 取扱金融機関

埼玉りそな銀行 本店、支店
りそな銀行 本店、支店
東和銀行 本店、支店
武蔵野銀行 本店、支店
埼玉縣信用金庫 本店、支店
中央労働金庫 本店、支店
埼玉中央農業協同組合 本店、支店
埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県所在の
ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)

◎ 取りまとめ金融機関

埼玉りそな銀行 東松山支店
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

なお、上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、5ページの「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」をご参照いただき、指定通知書をお早めにそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

お問い合わせ先

滑川町役場 TEL 0493-56-6902

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

● 課税内容について
町民税担当

● 納税について
管理担当

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

納税者の便宜をはかる目的から、地方税法第321条の3及び滑川町税条例第44条の規定によって納税者(個人)が1年間に納入しなければならない町民税・県民税・森林環境税を納税者にかわって指定を受けた事業所(特別徴収義務者)が、通知を受けた月割額をもとに毎月の給与から差し引いて納入していただく制度です。

令和8年度については、令和8年6月から令和9年5月の12か月間で納めていただくこととなります。

2. 特別徴収義務者について

地方税法第321条の4及び滑川町税条例第45条の規定によって指定を受けた者をいいます。5月31日までに滑川町から「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」が送達されますと特別徴収の義務が生じます。

3. 町民税・県民税・森林環境税税額通知書の納税義務者への交付について

(1) 同封いたしました「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は5月31日までに各納税義務者に交付してください。

(2) 退職・転勤等の理由により、納税義務者に交付できない場合には、「異動届出書」に所定の事項を記入のうえ、あわせてご返送ください。

4. 月割額の徴収方法について

同封いたしました「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月割額を記載してありますので、第1回目の月割額を6月に支払われる給与から、その後11か月間(翌年5月まで)にわたって月割額を徴収してください。

5. 月割額の納期限と納入する場所について

(1) 各納税義務者から徴収した月割額の合計額を同封いたしました「個人町民税・個人県民税・森林環境税納入書」とともに、指定された金融機関に翌月10日までに納入してください。

(2) 納税者がこの税金を納期限内に完納しなかった場合においては、法律の定めるところにより延滞金が徴収されます。

6. 給与所得者異動届出書について

納税義務者が退職等により給与の支払いを受けなくなった時は、「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、翌月10日までに滑川町役場税務課へ提出してください。

また、転勤により異動後の事業所で引き続き特別徴収を行う場合は、「異動届出書」を異動後の事業所を経由して提出してください。

なお、異動届出書の提出がないと、督促状が發送されますのでご注意ください。

7. 特別徴収への切替申請書について

普通徴収で納税している納税義務者が就職等により新たに特別徴収を希望した場合は、「特別徴収切替届出(依頼)書」に必要事項を記入のうえ、すみやかに滑川町役場税務課へ提出してください。

なお、納期が過ぎたものについては、普通徴収で納付していただくこととなりますのでご注意ください。

8. 退職などの場合の未納月割額の納入について

退職などにより特別徴収ができなくなった場合は、次のようお願いします。

- (1) 令和8年6月1日から令和8年12月31日までの退職者から一括徴収されたい旨の申出があったときは、令和9年5月分までの月割額を徴収してください。
- (2) **令和9年1月1日から令和9年4月30日までの退職者については、令和9年5月31日までの間に支払われる給与等の額が、退職以降の未納月割額の合計額をこえるときは、納税義務者の申出に関係なく未納月割額を一括徴収してください。**

なお、一括徴収できない場合の未納月割額は、普通徴収の方法に変更され、滑川町から直接納税義務者に納税通知書を郵送しますので、異動後の現住所は「異動届出書」に必ず記入してください。

9. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、所得控除の誤りなどにより税額を変更する必要があるときは、「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」及び変更後の税額を記載した「個人町民税・個人県民税・森林環境税納入書」を送付いたしますので、変更された月割額によって徴収してください。

10. 納期の特例について

- (1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所にあつては、滑川町長の承認を受けることによって、毎月徴収した特別徴収税額を通常12月10日と翌年の6月10日までの2回に分けて納入することができます。なお、この特例を希望する事業所は、令和8年5月31日までに、滑川町役場税務課へご連絡ください。
- (2) 前年度この特例を受けた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合以外は、原則として、自動継続となります。

11. 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の町民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に支払者(特別徴収義務者)が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、退職者の退職した年の1月1日における住所が所在する市町村に納めていただきます。

(1) 納入期限

特別徴収義務者は、退職手当等の支払をするとき、その税額を徴収して、通常翌月の10日までに各市町村が指定する納入場所へ各市町村所定の納入書により納入してください。

(2) 滑川町への納入方法

納入書は、同封いたしました「個人町民税・個人県民税・森林環境税納入書」と同じ用紙ですので、給与分を納入されるときに、「退職所得分」の欄に記入して合算して納入してください。

納入申告書は、納入書の裏面にありますので、必要事項を必ず記入してください。

(3) 計算方法は、4ページをご覧ください。

町民税・県民税・森林環境税の税額の算出について

1. 町民税・県民税・森林環境税の算出方法

$$\text{収入金額} - \text{給与所得} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} + \text{均等割} + \text{森林環境税} = \text{年税額}$$

2. 所得控除

種別	控除額	
	支払った金額	控除額
生命保険料控除 (一般・年金それぞれに適用)	旧制度 15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 7,500円
	40,001円～70,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{4}$ + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
新制度 生命保険料控除 (一般・年金・介護医療それぞれに適用)	支払った金額	控除額
	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 6,000円
	32,001円～56,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{4}$ + 14,000円
	56,001円以上	28,000円
除	旧制度、新制度の一般生命保険料と個人年金保険料及び介護医療保険制度の支払額をそれぞれに算出した控除額の合計額が生命保険料控除額になります。また、旧制度と新制度の両方において支払った生命保険料等がある場合、計算によって金額が有利になる方を選択できます。 ※限度額70,000円	
地震保険料控除	支払った金額	控除額
	地震保険料 50,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$
	50,001円以上	25,000円
	旧長期損害保険料 5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円以下	支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
	旧長期損害保険料・地震保険料の両方がある場合の限度額は、25,000円	
雑損控除	{ 差引 - (総所得金額等の合計額) } と { 差引損失のうち (災害関連支出の金額) - 5万円 } とのいずれか損失額 (の10%の金額)	
医療費控除	支払った (保険金などで) 補てんされた金額 - (10万円と総所得金額等の合計額の5%相当額とのいずれか少ない方の金額) 最高200万円 ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 (限度額88,000円)	
社会保険料控除	支払った金額又は給与から差し引いた金額	
小規模企業共済等掛金控除	共済契約掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額	
障害者控除	普通障害者(年少の扶養親族を含む)	260,000円
	特別障害者(年少の扶養親族を含む)	300,000円
	同居特別障害者(年少の扶養親族を含む)	530,000円
寡婦控除 ひとり親控除		260,000円
		300,000円

種別	控除額				
勤労学生控除	260,000円				
配偶者控除 配偶者特別控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
		老人	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
		58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	※合計所得金額が1,000万円以下の者に適用できるものです。 ※老人控除対象配偶者とは、昭和31年1月1日以前に生まれた配偶者のことをいいます。				
扶養控除	一般の扶養親族	330,000円			
	特定扶養親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ)	450,000円			
	老人(昭和31年1月1日以前生まれ)	同居老親等以外	380,000円		
同居老親等		450,000円			
	※同居老親等とは、老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、同居を常況としている者をいいます。				
特定親族特別控除	親族等の合計所得金額	住民税の控除額			
	58万円超85万円以下	45万円			
	85万円超90万円以下	45万円			
	90万円超95万円以下	45万円			
	95万円超100万円以下	41万円			
	100万円超105万円以下	31万円			
	105万円超110万円以下	21万円			
110万円超115万円以下	11万円				
	115万円超120万円以下	6万円			
	120万円超123万円以下	3万円			
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円		
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円		
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円		

3. 所得割の税率

区分	町民税	県民税
所得割の税率	6%	4%

4. 均等割額

区分	町民税	県民税	森林環境税
均等割	3,000円	1,000円	1,000円

5. 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、所得割の額より、次の額を控除します。

〈調整控除の計算方法〉

- (1) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
下記イ、ロのいずれか少ない額の5%(町民税3%、県民税2%)
イ. 人的控除額の差の合計額
ロ. 個人住民税の合計課税所得金額
- (2) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の方
[人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)] × 5%(町民税3%、県民税2%)
(注) ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(町民税1,500円、県民税1,000円)とする。

6. 町民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲

次に該当する者は、町民税・県民税・森林環境税は課税されません。

- (ア) 前年中に所得がなかった者
- (イ) 1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (ウ) 障害者、未成年者(平成20年1月2日以降に生まれた者で婚姻していない者)及び寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の者
- (エ) 町税条例に規定する一定所得金額以下の者

7. 税額控除(配当控除)

計算方法

配当控除額 = 配当所得額 × 配当控除率

(下の表をご覧ください)

※1円未満の額が生じた場合は1円に切り上げます。

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

8. 税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

9. 分離課税譲渡所得の税率

課税長期譲渡所得(一般譲渡の場合)
課税長期譲渡所得金額 × 町3% 県2%

課税短期譲渡所得(一般譲渡の場合)
課税短期譲渡所得金額 × 町5.4% 県3.6%

分離課税の株式等に係る譲渡所得等に対する税率
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 町3% 県2%

上場株式等に係る配当所得等(申告分離課税を選択した場合)
上場株式等に係る配当所得等金額 × 町3% 県2%

10. 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

対象者

平成21年から令和7年までの間に入居し、前年分(平成21年分以降)の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税で控除しきれなかった額がある方

①と②いずれか少ない金額
①前年分の住宅借入金等特別控除可能額の残額
②前年分所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

※②について、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、5%が7%、97,500円が136,500円となります。

11. 税額控除(寄附金控除)

基本控除額の計算方法

$$[\text{寄附金}(\text{※1}) - 2\text{千円}] \times 10\%(\text{※2})$$

(※1) 総所得金額等の30%を限度

(※2) 「埼玉県・滑川町が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・埼玉県が指定した寄附金は4%
- ・滑川町が指定した寄附金は6%
- (県と町双方が指定した寄附金の場合は10%)

ふるさと寄附金特例控除額の計算方法

$$(\text{寄附金} - 2\text{千円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021)$$

※令和7年中に寄附した場合、令和8年度の住民税から控除されます。(所得税については現年分から控除されます。)

※ふるさと寄附金特例控除は住民税所得割額の20%が限度額です。

所得税で課税される所得金額	限界税率
0円以上195万円以下	5%
195万円を超え330万円以下	10%
330万円を超え695万円以下	20%
695万円を超え900万円以下	23%
900万円を超え1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%
0円未満(課税山林所得金額および課税退職金額を有しない場合)	0%
0円未満(課税山林所得金額および課税退職金額を有する場合)	地方税法に定める割合

12. 外国税額控除

外国税額控除制度は、所得割の納税義務者が外国にその源泉のある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課された場合において、その所得に更に日本の所得税や住民税が課されたときは、国際間の二重課税となるため、これを調整するために設けられた制度です。外国税額控除は、外国で課された所得税の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、まず、

- 1 所得税から控除
 - 2 控除しきれないときは、都道府県民税から控除
 - 3 それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除します。
- 控除限度額は次のとおりです。

- 1 その年分の所得税額 × その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額 = 所得税の控除限度額
 - 2 所得税の控除限度額 × 12% = 都道府県民税の控除限度額
 - 3 所得税の控除限度額 × 18% = 区市町村民税の控除限度額
- なお、以上によっても控除しきれないときは、3年間の繰越控除等が認められています。

13. 退職所得

(1) 退職所得の計算

$$[\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}] \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額} \quad (\text{千円未満端数切捨})$$

※平成25年1月1日以降、勤続年数が5年以内の法人役員等(法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員)については、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

※令和4年1月1日以降、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

(2) 控除額の計算

勤続年数(端数切上)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(最低80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合には、上記の方法で計算した金額に100万円を加算した金額が控除されます。

(3) 退職所得の金額及び退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得の金額} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ \text{町民税 } 6\% \\ \text{県民税 } 4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{特別徴収税額} \\ \text{百円未満端数切捨} \\ \text{た額} \\ \text{百円未満端数切捨} \\ \text{た額} \end{matrix}$$

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

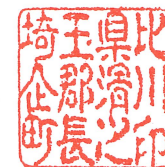
特別徴収税額を納入する際にゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、右の指定通知書をお早めにそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、翌年度以降も引き続き同一郵便局を利用される場合は、改めて提出の必要はありません。

ゆうちょ銀行様
郵便局

令和 年 月 日

滑川町長 大塚 信一



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、町民税及び県民税の特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 貯業2第乙29号 |
| 1. 口座番号 | 00150-2-960167番 |
| 1. 加入者の名称 | 埼玉県比企郡滑川町会計管理者 |
| 1. 取りまとめ金融機関 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター |

給与支払報告 特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書について

- 1 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合は、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。

記載方法については、次ページからの記載例を参考にしてください。

- 2 異動が生じた日の属する月の月額割まで徴収してください。
- 3 退職により異動が生じた場合は、本人に了解のうえ、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。

なお、令和9年1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収して下さるようお願いいたします。

特に外国人については、退職された後、行先不明や本国に帰国してしまう場合が多く、未徴収税額を普通徴収に切り替えて納税通知書を本人に送付すると宛先不明で送達不能になる場合が多いため、できるだけ一括徴収していただきますようお願いいたします。

- 4 異動届出書の提出のない場合は、督促状が発送されますのでご注意ください。

転勤等で新勤務先で特別徴収を継続する場合

《記入例1》

*上段(個人番号除く)を前の勤務先で記入し、新勤務先へ回付した後、「1.」と「個人番号」を新勤務先にて記入し、滑川町に提出してください。

御注意
4 3 2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収する(右)」が義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 ◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

滑川町長殿		令和〇年12月24日提出	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度	
所在地	〒355-0585 滑川町福田750-1	特別徴収義務者番号	747				
フリガナ	〇〇 カブシキガイシャ ナメロワシテン	宛名番号	/				
氏名又は名称	〇〇株式会社 滑川支店	所属	人事課 給与係				
個人番号又は法人番号	1234567890123	担連当給者先	氏名	福田			
			電話	0993-56-2211 内線()			
氏名	池田 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	昭和〇〇年××月△△日	120,000	6月から	7月から	令和〇年	1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 受給少額 5. 支払合併 6. 合算 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号	234567890123	12月まで	5月まで	12月			
受給者番号		70,000	50,000	2日			
1月1日現在の住所	滑川町福田750-4						
異動後の住所	同上						
1. 特別徴収継続の場合							
特別徴収義務者番号	77777 (新規)	法人番号	3956789012345		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を		
所在地	〒355-0503 滑川町月輪123456	所属	会計課		1 月分 (翌月10日納入期限分) から		
フリガナ		氏名	金子		徴収し、納入するよう連絡済みです。		
氏名又は名称	××有限公司	担当連絡先	電話		受給者番号		
			0993-56-6902 内線()		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合							
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和〇年12月31日までに、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		
				月 日	円		
				左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
3. 普通徴収の場合							
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和〇年12月31日までに、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため			※市町村記入欄			
[提出先] 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1							
滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)							

2 (転勤)を左の枠内に記入してください。

転勤前の勤務先にて記入してください。

1 (特別徴収継続)を左の枠内に記入してください。

新勤務先へ回付した後、新勤務先にて記入してください。

退職等で一括徴収する場合

《記入例2》

*一括徴収とは、残りの税額を本人から一度に徴収し、事業所が納入する方法です。

御注意
4 3 2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度		
		1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度
令和 ○年 12月 28日提出		355-8585 滑川町福田 750-1		
滑川町長殿 給与支払者 特別徴収義務者		フリガナ カサシキガイシャ マコウシテン	特別徴収義務者 指定番号 747	宛名番号 /
氏名又は名称 〇〇株式会社 滑川支店		所属 人事課 給与係	担連 氏名 福田	
個人番号 又は法人番号 1234567890123		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	先 電話 0493-56-2211 内線()	
給与 所得者	フリガナ イセダ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所	120,000 円	6月 12月 円	7月 5月 円
異動 年月日 令和○年 / 12月 28日		異動の事由 1. 退職 2. 転任 3. 休業 4. 死亡 5. 支払少額 6. 併合 7. 都合 (事由)		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
2. 一括徴収の場合		徴収予定日 12月25日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 50,000円
理由 1. 異動が令和○年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和○年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		左記の一括徴収した税額は、 12月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合		※市町村 特記 入欄		
理由 1. 異動が令和○年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和○年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				

2(一括徴収)を左の枠内に記入してください。

一括徴収分の税額を何月分で納めるか、記入してください。

【提出先】〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750番地1 滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)

退職等で普通徴収へ切替える場合

《記入例3》

*普通徴収とは、残りの税額を町から通知して本人より納付してもらう方法です。(本人が、事業所名の入った納入書を使って納入することはできません。)

御注意
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
1月1日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

滑川町長殿 令和〇年12月24日提出		〒355-8585 滑川町福田750-1		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度
給(特別徴収義務者)と 与(給与支払者)		所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	747		
氏名		フリガナ	フリガナ	宛名番号	/		
生年月日		フリガナ	フリガナ	所属	人事課給付係		
個人番号		氏名又は名称	フリガナ	氏名	福田		
受給者番号		個人番号 又は法人番号	フリガナ	担速 当絡 者先	氏名	電話	内線()
1月1日 現在の住所		個人番号 又は法人番号	フリガナ	電話	0493-56-2211	内線()	
異動後の 住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
同 上		120,000	70,000	50,000	令和〇年 12月 24日	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		法人番号		新しい勤務先へは、月額額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
2. 一括徴収の場合		徴収予定日		左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄					

【提出先】〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町役場 税務課 町民税担当 TEL 0493-56-6902(直通)

徴収した月を必ず
記入してください。

3(普通徴収)を左の枠内
に記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

Main form containing personal information, employer details (滑川町長殿), and tax-related data (特別徴収税額, 異動年月日, 異動の事由).

1. 特別徴収継続の場合
Includes fields for new employer information (新しい勤務先へは、月割額...円を...月分...から徴収し、納入するよう連絡済みです) and continuation details.

2. 一括徴収の場合
Includes fields for lump-sum payment (理由, 徴収予定月日, 徴収予定額) and a note: 左記の一括徴収した税額は、...月分...で納入します。

3. 普通徴収の場合
Includes fields for standard payment (理由) and a note: ※市町村記入欄

「納期の特例」の制度について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所については、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収税額の納期の特例の制度があります。これは、小規模な事業所の納入事務負担を軽減するため、特別徴収税額の納入を毎月行うことなく、年2回の納入だけで済ませることができるものです。

具体的には、6月から11月までの間に徴収した分については11月分の納期限（通常は12月10日）までに、12月から翌年5月までに徴収した分については5月分の納期限（通常は6月10日）までに、それぞれ納入すればよいことになります。

この特例の適用を受けようとするときは、このページ裏面の「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入して町長に提出してください。

ただし、次のような場合には承認することができません（既に承認済みの場合は取消しとなります）ので、ご注意ください。

- 1 給与の支払を受ける者が10人以上である場合（この場合の人数には、繁忙期に限って臨時に雇用しているような者は含みません。）
- 2 現に町税等の滞納があり、かつ、それがやむを得ない理由によるものとは認められない場合

また、承認を受けた後で、給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった場合には、その旨を遅滞なく町長まで届け出てください。

なお、一度承認を受ければ、取消しとなる場合（上記1、2と同様です。）に該当しない限り、翌年度以降も継続して特例の適用を受けることができますので、毎年改めて特例の適用を申請する必要はありません。

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 滑川町長

年 月 日

地方税法第321条の5の2第1項の規定による町県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認方を申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者 氏名	電話番号		- -								
法人番号											担当者 (連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります										

関与税理士署名 (連絡先)

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後の特例徴収税額	
	月区分	給与支払人員 給与支払額
<p>申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額</p> <p>※賞与等の臨時の給与の金額を含む。</p> <p>※滑川町以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払い金額</p> <p>※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。</p> <p>市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日</p>	年 月	(臨時 人) (円)
	年 月	常時 人 (円)
	年 月	(臨時 人) (円)
	年 月	常時 人 (円)
	年 月	(臨時 人) (円)
	年 月	常時 人 (円)
	年 月	(臨時 人) (円)
	年 月	常時 人 (円)
	年 月	(臨時 人) (円)
	年 月	常時 人 (円)
	年 月	(臨時 人) (円)
	有 () 年 月 日承認取消) ・ 無	

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までにお願いたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】〒355- 8585 埼玉県北企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町役場 税務課 町民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 滑川町長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。					特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		名称 (氏名)						担当者 連絡先	係		
		代表者 氏名							氏名		
		法人番号	____	____	____	____	____		電話	—	—

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	____年 ____月 ____日
-------	-------------------

事項	変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	_____ (内線 _____)	_____ (内線 _____)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名 (名称) 変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合 【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更 【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更 【下欄を記入してください。】 9. その他 (_____)	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____					特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに 異なります
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ									
			名称									
	指定番号 _____ ※市町村ごとに 異なります		電話番号	_____ (内線 _____)								
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 _____ ※市町村ごとに 異なります		法人番号	____	____	____	____	____		____		

【提出先】 〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町役場 税務課 町民税担当

納入書記入例

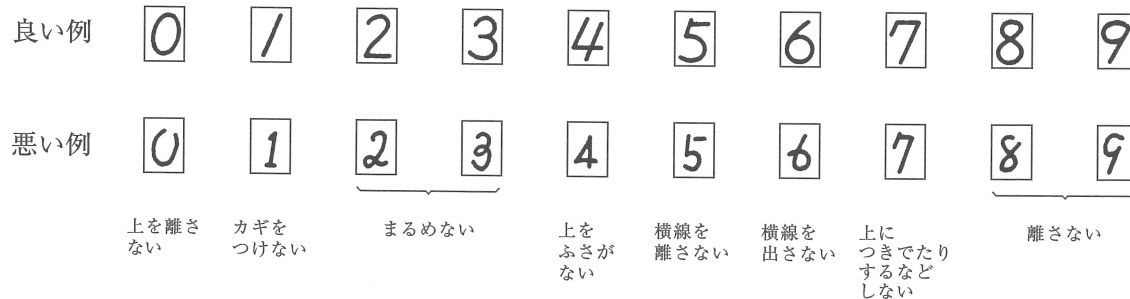
特別徴収納入付事務は自動読取装置により処理していますので、税額変更により記入を必要とする場合には、下記記入例に従って黒のボールペンにて記入のうえ納付してください。

なお、税額変更がない場合は記入する必要はありません。

○起票される方へお願い

- (1)用紙を折ったり曲げたり、よごしたりしないでください。
- (2)黒のボールペンで記入してください。
- (3)数字は記入例に従って書いてください。
- (4)数字は所定のワクからはみ出ないように、ご注意ください。
- (5)手書欄の頭に〒記号は絶対に記入しないでください。
また、税額に変更が生じた場合は、計にも必ず金額を記入してください。
- (6)数字以外の文字・記号等は記入しないでください。

○記入例



納入書の取扱いについて

- (1) 納入書には当初の税額が記入してありますので、事務所において記入する必要はありません。
- (2) 年度途中で税額が変更になった場合は、既に記入済みの納入金額(1)の欄の税額を横線で消し、納入金額(2)の欄に変更後の税額を記入してください。(下欄記載例参照)
- (3) 転勤等により年度の途中から特別徴収を開始する場合は、「特別徴収税額の変更通知書」の月割税額と納入書の納入金額(1)を確認してください。

納入すべき金額が納入金額(1)の欄と異なるときの記載例

埼玉県比企郡滑川町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 3 4 1 7	00150-2-960167	埼玉県比企郡滑川町会計管理者
令和00年10月分	指定番号 1234567	納入金額(1) 円 12500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 納 退職所得分 入 金延滞金	億千百十万千百十円 00000000 59300
納期限 令和00年11月10日	督促手数料	00000000
(2) 合計額		00000000 59300
(特別徴収義務者) 干 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印 様	滑川町

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

埼玉県比企郡滑川町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 納入書(原符) ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 3 4 1 7	00150-2-960167	埼玉県比企郡滑川町会計管理者
令和00年10月分	指定番号 1234567	納入金額(1) 円 12500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 納 退職所得分 入 金延滞金	億千百十万千百十円 00000000 59300
納期限 令和00年11月10日	督促手数料	00000000
(2) 合計額		00000000 59300
(特別徴収義務者) 干 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印 様	滑川町

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

埼玉県比企郡滑川町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 1 3 4 1 7	00150-2-960167	埼玉県比企郡滑川町会計管理者
令和00年10月分	指定番号 1234567	納入金額(1) 円 12500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 納 退職所得分 入 金延滞金	億千百十万千百十円 00000000 59300
納期限 令和00年11月10日	督促手数料	00000000
(2) 合計額		00000000 59300
(特別徴収義務者) 干 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印 様	滑川町

(受付店→埼玉りそな銀行東松山支店(取りまとめ店)→町)上記のとおり通知します。(滑川町保管)

納入済通知書の納入金額欄に干記号は記入しないでください。

※記載上の注意点

- ア 納入書の納入金額に「干」の記号は記入しないでください。
- イ 数字以外の文字・記号等は記入しないでください。
- ウ 手書きで金額を記入される場合は、次のような記入は誤って読み取られることがありますので注意してください。

悪い例	・ 枠をはみだす	5	・ 線がつかない	C
	・ 小さい	2	・ その他	8